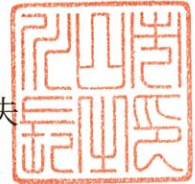


川公競発第78号
令和5年3月8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和3年12月24日執行の経済部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（公営競技事務所）

公営競技事務所の消耗品の購入及び修繕の発注において、一括して発注可能な契約を分割して発注し、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

この度の定期監査結果（指摘）を受けて、課内で共有し物品の購入及び修繕の発注に際して内容を精査の上、規則に則した対応を行っている。

契約事務について（公営競技事務所）

公営競技事務所の委託契約において、業務完了検査等が契約書どおりに行われていないものが見受けられたので、契約書に則り適正に執行されたい。

講じた措置の内容

この度の定期監査結果（指摘）を受けて、契約に係る事務手順を課内で共有すると同時に、ご指摘の電話投票事務委託等に関しては、契約書に則した業務完了検査等を行っている。

